

住居確保給付金のしおり (転居費用補助)

著しく収入が減少し、家計改善のために無理のない
家賃の住宅への転居が必要な方へ

令和7年4月

くらしサポートセンター守口（自立相談支援機関）
（以下：くらすポ）

1. 住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一世帯に属する者の死亡、または本人若しくは同一世帯に属する者の離職・休業等により、世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した者、または住居を喪失するおそれのある者に対し、転居費用相当分の給付金を支給するとともに、家計改善支援事業により家計の改善に向けた支援を行います。

（例）配偶者と世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者 等

※現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家族負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や持ち家を修繕する負担が大きい場合等、家計全体の改善に資する転居を支援

※求職活動要件は「なし」

2. 住居確保給付金（転居費用補助）の支給額

下記を上限として、転居費用分（家財の運搬、転居先の住居に係る初期費用）

世帯人数	支給額
1人	117,000
2人	141,000
3人	153,000
4人	153,000
5人	153,000
6人	165,000
7人	183,000

【支給方法】

初期費用については、原則として不動産仲介業者等への代理納付となります。それ以外については、代理納付または受給者の口座等への支給となります。

【対象経費】

転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用
（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）

【注意事項】

- ・初期費用のうち、敷金や契約時に支払う家賃（前家賃）、家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費などは支給対象外です。
- ・転居に要する経費が支給額の上限を超える場合、その差額は自己負担となります。
- ・給付金支給後、実際の支出額が支給額を下回った場合には、差額の返還が必要となります。

3. 住居確保給付金（転居費用補助）受給要件

申請時に以下の①～⑨のすべてに該当する方が対象となります。

☐	①	申請者と同一世帯に属する者の死亡、または申請者若しくは申請者と同一世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入が著しく減少し、経済的に困窮していること。または、住居を喪失した者、もしくは住居を喪失するおそれのある者であること。
☐	②	申請日の属する月において、世帯収入が著しく減少した月から2年以内であること。
☐	③	申請日の属する月において、主たる生計維持者であること。 （収入減少時には主たる生計維持者でなかったが、その後、離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
☐	④	申請日の属する月（未確定の場合は前月）の世帯全員の収入の合計額が、「収入基準額」以下である（3ページ参照） 毎月の収入に変動がある場合は、収入が確定している直近3ヶ月間の収入額の平均に基づき推計することも可能。 <u>収入には、世帯全員の給料・賞与・事業収入・各種年金（税引き前の支給額）</u> <u>・失業等給付、継続的な仕送り、慰謝料などを含む。</u> （参照：収入要件早見表（4ページ））
☐	⑤	家計改善支援事業において、その家計改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
☐	⑥	地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
☐	⑦	「地方自治体等が実施する類似の給付等」を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。
☐	⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない。
☐	⑨	現在、生活保護を受給していない。

4. 収入要件・資産要件

●収入要件

申請日の属する月（未確定の場合は前月）の世帯全員の収入の合計額が次の表の金額以下であること。

※算定対象は「収入要件早見表」（４ページ）参照

※収入基準額（上限額）を超える場合は支給対象外となります。

世帯人数	基準額	家賃額（上限）	収入基準額（基準額＋家賃額（上限））
1人	8.4万円	3.9万円	12.3万円
2人	13.0万円	4.7万円	17.7万円
3人	17.2万円	5.1万円	22.3万円
4人	21.4万円	5.1万円	26.5万円
5人	25.5万円	5.1万円	30.6万円
6人	29.7万円	5.5万円	35.2万円
7人	33.4万円	6.1万円	39.5万円

●資産要件

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計が次の金額以下であること。

※算定対象は「資産要件早見表」（５ページ）参照

※金融資産基準額を超える場合は支給対象外となります。

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円

収入要件早見表

収入要件	
算定対象	算定対象外
<u>○税引前の稼得収入</u> ・賃金 ※通勤手当は算定対象外 賞与 ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額） 原稿料 ネットオークションで得た収入 （事業として行っている場合に限る） ※事業収入赤字は 0 円 ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額） 家賃収入 <u>○税引前の収入全般</u> ・失業等給付 （国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む） ・各種年金 国民年金、国民年金基金、厚生年金、厚生年金基金、共済年金、障害年金、障害厚生年金、障害補償年金、遺族補償年金（労災保険） ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・その他 仕送り（同居配偶者等以外） 養育費（右記以外） 婚姻費用分担金 慰謝料（継続的なもの） 障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律） 健康保険傷病手当 ボランティアで得た収入（交通費分は除く。）	<u>○特定の目的のために支給される手当・給付</u> ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当等 ・奨学金（貸与型・給付型は問わない） ・児童育成手当（自治体独自の手当） ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の使途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合） <u>○職業訓練受講給付金</u> <u>○各種保険金の受取 等</u> ・生命保険（配当金含む） ・損害保険 ・学資保険 ・産科医療補償制度において受け取る補償金等 <u>○一般的な収入</u> ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分によるもの） ・通常短期間支給される手当・給付 休業補償給付、療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入 （事業として行っていない場合） <u>○雇用継続給付（高齢・育児・介護）</u> <u>○原則 22 歳以下かつ就学中の子の収入</u> <u>○給与等に含まれる通勤手当</u>

資産要件早見表

金融資産要件	
算定対象	算定対象外
○現金（右欄※を除く） ○預貯金（右欄※を除く） 財形貯蓄 ○債券 国債 ○株式 出資金 ○投資信託 ○暗号資産	○生命保険 個人年金保険（養老保険） 学資保険 ※東日本大震災に係る義援金、地震保険の保険金、東京電力からの原子力損害に対する補償金の受取り（その受け取りから１年（給付金支給単位期間の前日から起算して１年）までのもの）

5. 住居確保給付金（転居費用補助の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書（様式1-1）
- ② 住居確保給付金支給申請時確認書（様式1-2A）
- ③ **本人確認書類**【次のいずれかをお持ちください】
- 1点で良いもの（本人の顔写真がある公的書類）**
- ・ 運転免許証（住所変更の場合は両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、在留カード等
- 2点必要なもの**
- ・ 健康保険証、住民票、戸籍謄本、印鑑証明、年金手帳等
- ④ **収入減少関係書類（申請日から2年以内）下記いずれかを提出**
- 1) 給与明細書や賃金明細書（収入減少前と収入減少後）
- 収入減少前後の給与明細書を提出することで、給与の変動を証明することができます。
- 2) 預金通帳の振込記録ページ
- 収入減少前後の振込金額が記載された預金通帳名義とのページ
- 3) 源泉徴収票や確定申告書
- 4) 離職書類
- ・ 離職後2年以内の者であることが確認できる書類（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等）
 - ない場合は、給与振込が一定の時期から途絶えていることが確認出来る通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類
 - ・ 上記で確認できない場合は、申立書を作成。
- 5) 廃業書類
- ・ 廃業届等、廃業したことを確認できる書類
- ⑤ **収入関係書類 ※世帯全員分必要**
- ・ 給与明細等収入が確認できる書類
 - 【就労収入（派遣、アルバイト等問わず）がある場合には、直近3ヵ月分の収入が分かるもの】
 - ・ 預貯金通帳の収入の振込の記載ページ
 - ・ 雇用保険の失業等給付の「雇用保険受給資格証明書」もしくは「通帳の写し」
 - ・ 年金（国民年金、厚生年金、共済年金、傷害年金、遺族年金等）を受けている場合は「年金証書、年金額改定通知書・振込通知書」等**税引き前**の年金額が分かる書類
 - ・ 仕送り、養育費等収入がある場合は、その金額がわかる書類（通帳記帳部分等）

⑥ 金融資産が確認できる書類 ※世帯全員分必要

- ・所有している全ての金融機関の通帳（WEB通帳を含む）
最新の状態で記帳し、申請日から3～4ヶ月前までの通帳の写しを提出ください。
- ・債券、株式、投資信託、暗号資産の資産金額が分かる書類
※コピーが準備出来ない場合は、くらサポでコピーを取らせてもらいます。

⑦ 要転居証明書（様式10）

【くらサポで配布します】
【ホームページでもダウンロード可能】

必要に応じて、転居前後のキャッシュフロー表、家計再生プラン等の写しを提出

⑧（持ち家の場合のみ）居住維持費用関係書類

支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

◆追加確認書類

①入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）

入居希望の住居が確定した後、不動産仲介業者等から必要事項が記載された状況通知書。

②転居に要する費用の確認書類

初期費用に加え、転居にかかる費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額および内訳が確認できる書類。

6. 住居確保給付金（転居費用補助）の申請から決定まで

①申請書の提出

申請書を添付書類とともに提出してください。確認印を押印後、申請書の写しとともに「入居予定住宅に関する状況通知書」を交付します。

②転居先の住居探し

家計改善支援で示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示し、当該業者を介して転居先の住居を探してください。住居確保給付金の支給決定等を条件に住居を確保する必要があります。

③入居予定住宅に関する状況通知書の記入

入居希望の住宅が確定した後、交付された「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項（入居予定者、住居の所在地、家賃、初期費用等）を不動産仲介業者等に記入していただき、追加確認書類として提出してください。

④転居に必要な費用の提出

初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合、必要に応じて、その額および内訳が確認できる書類を提出してください。

⑤申請書の審査

申請書の審査は、添付書類および追加確認書類が一式揃ってから行われます。

⑥入居予定日等の調整

初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等については、上記⑤および自治体における審査や支給に要する期間を考慮して、不動産仲介業者等と調整を行ってください。

⑦家賃額が超過する場合の相談

確保しようとする住居が、家計改善支援で示された家賃額を超える場合は、必ずご相談ください。

⑧資産および収入状況の確認

審査では、必要に応じて、支給申請者の資産および収入の状況について、法律に基づき官公署に必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることや、銀行、信託会社その他の機関、または申請者の雇用主に報告を求める場合があります。

⑨支給決定後の通知

審査の結果、申請内容が適正であると判断された場合、「住居確保給付金支給決定通知書」とともに、「住居確保報告書」を交付します。

7. 転居後について

●住宅入居後7日以内の提出

住宅入居日から7日以内に下記の書類を提出

- ①「住居確保報告書」（様式5）
- ②新たに入居する賃貸借契約の写し
- ③新住所における住民票の写し
- ④実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）

●実際の支出額が支給額を上回る場合

実際の支出額が当該支給額を上回っていた場合、支給額の上限内かつ支給対象経費であれば、追加支給ができる場合があります。

●転居先住宅の訪問

必要に応じて、転居先の住宅を訪問し、居住の実態や家計の改善状況の確認を行う場合があります。

8. 住居確保給付金（転居費用補助）の再支給（要件あり）

◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。

◆ただし、住居確保給付金（転居費用補助）の受給後、以下の条件をすべて満たす場合に限り、再支給を受けることができます

- ①受給者と同一世帯に属する者の死亡、または申請者若しくは受給者と同一世帯に属する者の離職・休業等により世帯収入が著しく減少した場合
- ②前回の支給が終了した月の翌月から起算して1年が経過している場合
- ③再支給を受けるためには、支給要件を満たしている必要があります。

9. 住居確保給付金の徴収

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、以降の住居確保給付金の支給を中止し、既に支給した給付金を徴収します。

10. 資産・収入状況等の調査

- ◆ 住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。
また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

お問い合わせ先

くらしサポートセンター守口

守口市京阪本通2丁目5-5 守口市役所6階

フリーダイヤル： 0800-200-8011

TEL : 06-6998-4510

FAX : 06-6998-4512

メール : jukaku@yarukimitekure.com